

横浜市農のコーディネーター事業実施要綱

制 定 令和6年3月28日 環創農第1632号（局長決裁）

（目的）

- 第1条** この要綱は、横浜みどりアップ計画に基づいて、市内全域で市民に農とふれあう場を提供するとともに、農への理解を広めることを目的とする「横浜市農のコーディネーター事業」に関し、必要な事項を定める。
- 2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現とGREEN×EXPO 2027の共感につなげるものとする。

（用語の定義）

- 第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 農のコーディネーター
食農教育に関する出前講座の講師を務める者で、第5条に基づき市長が登録した者。
- (2) 食農教育出前講座
学校や農地等において、児童や教職員等の要望に応じて開催する食農教育に関する講座や農体験学習。

（事業の内容）

- 第3条** 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 農のコーディネーター事業
食農教育出前講座の講師を務める農のコーディネーターを派遣する事業及び講座の希望者と講師をマッチングする事業
- (2) その他市長が認めるもの

（農のコーディネーターの登録申請）

- 第4条** 農のコーディネーターの登録を受けようとする者は、横浜市農のコーディネーター登録申請書（第1号様式）（以下、「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 農のコーディネーターの登録を申請できる者は、以下の全ての要件を備えるものとする。
- (1) 市の進める農業振興の基本的考え方に賛同する者。
- (2) 横浜市、神奈川県、横浜農業協同組合等が主催する食や農に関する研修や講座を受講した者。（例：はまふうどコンシェルジュ講座、市民農業大学講座等）
- (3) 農作物の栽培又は加工に関する知識を有し、市民等に分かりやすく教えることができる者。（概ね1年以上の栽培経験があること）
- (4) 市内に在住する、または市内の農地で耕作している農業者、又は市内に活動拠点を有する団体・事業者。

（農のコーディネーターの登録）

- 第5条** 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合、登録を決定し、申請者に対して、横浜市農のコーディネーター登録決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めた場合、不登録を決定し、申請者に対して、横浜市農のコーディネーター不登録決定通知書（第3号様式）により、そ

の旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める登録を決定したときは、農のコーディネーター登録簿に登録するものとする。
- 3 登録の有効期間は、第1項に基づく登録の決定の日から令和11年3月31日までとする。
- 4 市長は、第1項に定める審査を行うにあたり、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（農のコーディネーター登録内容の変更）

- 第6条** 農のコーディネーターは、申請書に記載した事項（ただし、実績、経験等は除く。）に変更が生じたときは、速やかに横浜市農のコーディネーター登録変更届（第4号様式）（以下、「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、変更届の提出があった場合は、速やかに農のコーディネーター登録簿について、当該変更に係わる部分を変更するものとする。

（農のコーディネーター登録内容の抹消又は取消）

- 第7条** 市長は、次のいずれかの場合に、第5条第1項に基づく農のコーディネーターの登録を抹消又は取り消すことができる。
- (1) 農のコーディネーターが横浜市農のコーディネーター登録抹消届（第5号様式）を提出した場合
 - (2) 農のコーディネーターがこの要綱に定める事項に反する行為又は農のコーディネーターとして不適当な行為を行った場合

（広報普及啓発への協力）

- 第8条** 農のコーディネーターは、本市から横浜みどりアップ計画の広報や本事業の普及啓発のため、食農教育出前講座に関する写真提供等の要請があった場合には、協力するものとする。

（委任）

- 第9条** この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。